

空き家の解体で 困っていませんか？



2024年 福山市空家除却支援事業補助

対象となる空き家

市内にある特定空き家(※1)または危険家屋(※2)(離れ、倉庫等の付属物を除く)

(※1)空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する空家等に該当する空き家

(※2)倒壊または火災により、周囲に影響を及ぼすおそれがあり、住宅の不良度を判定した結果、合計評点が100点以上である空き家(おおむね1年以上居住その他の使用がなされていない空き家に限る)

補助金額

空き家の除却工事に要する費用の3分の1以内

特定空き家

上限

50万円

または

危険家屋

上限

30万円

補助対象者(申請できる人)

- 1 空き家の所有者、またはその相続人
- 2 上記1の同意を得た者

対象となる工事

- 1 補助対象空き家の全部を除却する工事
- 2 解体業者等に請け負わせる工事
- 3 補助金の交付決定後に除却工事の契約及び着手をするもの

※ 補助金の交付決定前に、除却工事の契約及び着工した場合は、補助金の対象となりません。

申込方法

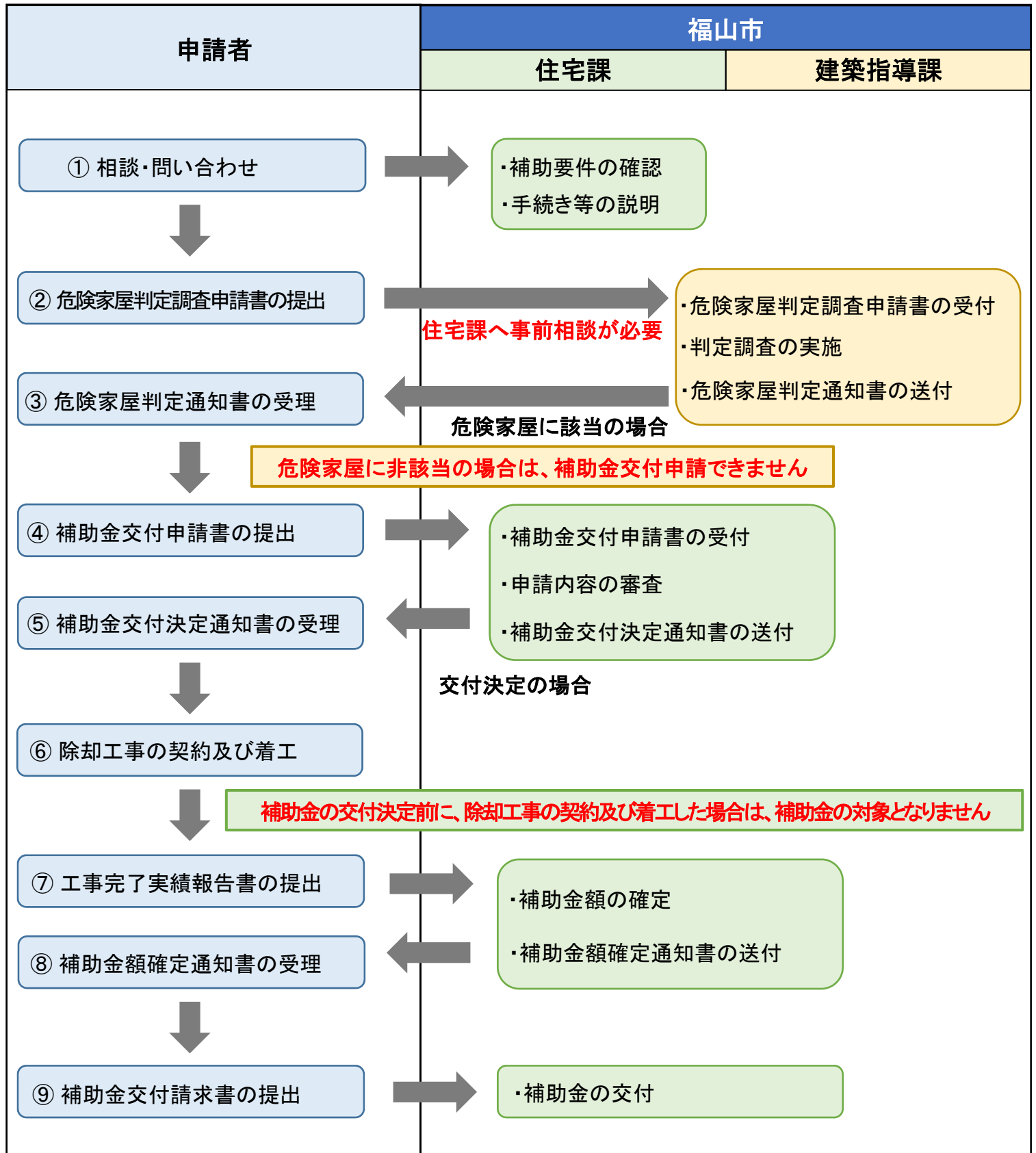
- ◆ 特定空き家…福山市が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき特定空家等に認定をし、所有者に対して解体等の指導を行っている空き家です。直接、住宅課にご相談ください。
- ◆ 危険家屋…裏面の【申請の流れ】をご確認ください。

申請期間

随時受付(先着順)し、予算枠に到達次第、受付を終了します。

【裏面あり】

申請の流れ(危険家屋)



お問い合わせ

◆ 補助制度全般について

福山市建設局建築部住宅課 (TEL.084-928-1102)

◆ 危険家屋判定調査について

福山市建設局建築部建築指導課 (TEL.084-928-1167)